

○福岡県田川地区消防組合職員の旅費に関する条例施行規則

〔昭和 56 年 12 月 10 日〕
規 則 第 1 3 号

改正 平成 3 年 3 月 29 日組合規則第 5 号 平成 6 年 5 月 30 日組合規則第 4 号
平成 15 年 3 月 6 日組合規則第 5 号 平成 18 年 3 月 20 日組合規則第 1 号
平成 27 年 6 月 18 日組合規則第 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の旅費に関する支給条例（昭和 56 年条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅行命令等の様式)

第 2 条 条例第 4 条に規定する旅行命令書等の様式は、様式第 1（旅行命令書）及び様式第 2（旅行依頼書）のとおりとする。

(旅行命令等の変更の申請)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(路程の計算)

第 4 条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行なうものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 13 条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項第 1 号又は第 2 号の規定により路程を計算しがたい場合には、当該各号の規定にかかわらず、前項第 3 号の規定に準じて計算することができる。

3 第 1 項第 3 号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。

(日当、宿泊料に係る甲地方の範囲)

第 4 条の 2 条例別表第 1 の甲地方は、別表第 1 に掲げる地域とする。

(管内旅費)

第 5 条 条例第 18 条の規定により職員が管内に出張したときは、別表第 2 に掲げる旅費を支給する。

(研修等の旅費)

第 6 条 条例第 19 条に規定する研修等のため出張したときは、往復の定額旅費を支給する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に消防長が定める。

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和56年12月1日から適用する。

2 福岡県田川地区消防組合職員旅費支給条例施行規則（昭和48年規則第6号）は、廃止する。

附 則（平成3年組合規則第5号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年組合規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年組合規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以降に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成18年組合規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年組合規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条の2関係）

甲 地 方 の 範 囲

（埼 玉 県）さいたま市

（千 葉 県）千葉市

（東 京 都）特別区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市
小金井市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市

（神 奈 川 県）横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市 三浦郡葉山町

（愛 知 県）名古屋市

（京 都 府）京都市

（大 阪 府）大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝
塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市
和泉市 箕面市 高石市 東大阪市

（兵 庫 県）神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市

別表第 2（第 5 条関係）

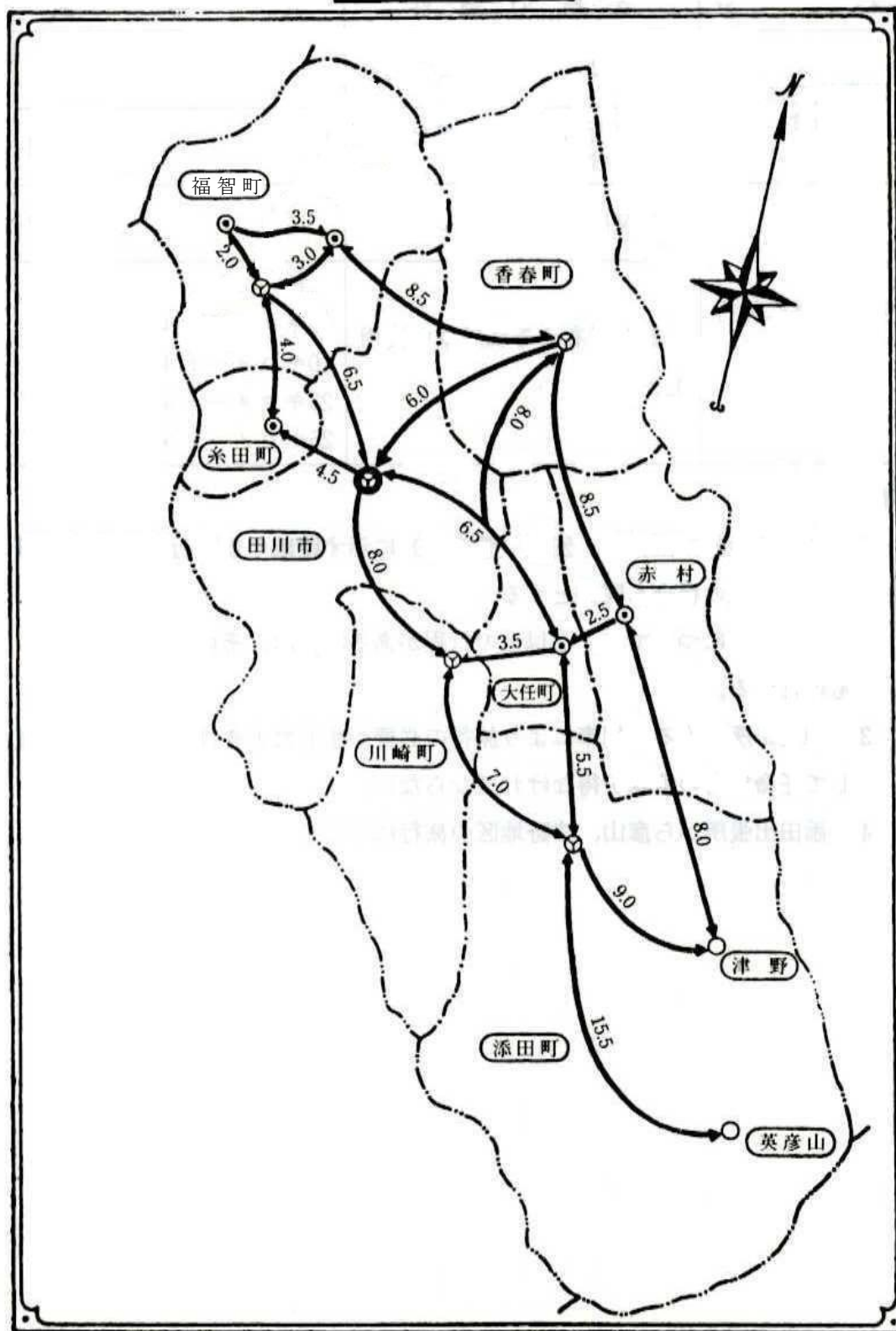
管内旅費		
区 分	支給の条件	支給額
在勤地内に旅行した場合	鉄道又はバスを利用した場合	運賃実費
	職員が所有する私用車を使用した場合	200 円
在勤地外に旅行した場合	鉄道又はバスを利用した場合	運賃実費
	職員が所有する私用車を使用した場合	旅 行 距 離
		10 キロメートル未満 200 円
		10 キロメートル以上 300 円
		25 キロメートル未満 400 円
		25 キロメートル以上

備考

- 1 本表の距離の区分は、別図（管内図）に示す距離の当該行程の積算距離とし、往復の場合も同様とする。
- 2 1 の積算については、2 以上の行程がある場合は、その最短距離によるものとする。
- 3 職員が所有する私用車により旅行の必要が生じたときは、所属長を経由して任命権者の承認を得なければならない。
- 4 添田分署から彦山、津野地区の旅行については、在勤地外とみなす。

別図

田川地区管内図



様式第 1 （第 2 条関係）

旅 行 命 令 書

命令 年 月 日			主管課		総務課		命令	概算払精算のとき		旅費受領印			
所属	支出負担行為 (出張命令) No.							命令履行報告	報告確認				
職 氏名			発 着 地 名	運 賃		特 急 行 料		グリーン料		バス・船 飛 行 機			
				キロ数	金 額	キロ数	金 額	キロ数	金 額				
				円		円		円	円				
用務													
用務地													
			小 計										
期間 月 日～ 月 日			日 当	(甲地域) 日	単価 円	円	宿 泊 料	(甲地域) 日	単価 円	円	そ の 他	食卓料 円	
既支出額		精 算 額		過不足額	(乙地域) 日	単価 円		円	(乙地域) 日	単価 円		円	座席指定料 円
円	円	円		計	円	円		計	円				
総 務 課 印			配当予算残額 円		年度	会計	款	項	目	節	(円× 人)		
概算払		精 算								9	合 計		

備考 この様式により難しいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。

(田川地区消防組合)

様式第 2 （第 2 条関係）

旅 行 依 頼 書

年 月 日			主 管 課		総 務 課		命 令	概算払精算のとき		旅費受領印			
所 属	支出負担行為 (出張命令) No.							命令履行報告	報告確認				
職 氏名			発 着 地 名	運 賃		特 急 行 料		グリーン料		バス・船 飛 行 機			
				キロ数	金 額	キロ数	金 額	キロ数	金 額				
				円		円		円	円				
用 務													
用 務 地													
			小 計										
期間 月 日～ 月 日			日 当	(甲地域) 日	単価 円	円	宿 泊 料	(甲地域) 日	単価 円	円	そ の 他	食卓料 円	
既支出額		精 算 額		過不足額	(乙地域) 日	単価 円		円	(乙地域) 日	単価 円		円	座席指定料 円
円	円	円		計	円	円		計	円				
総 務 課 印			配当予算残額 円		年度	会計	款	項	目	節	(円× 人)		
概算払		精 算								9	合 計		

備考 この様式により難しいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。